

平成 23 年 3 月 9 日

各 位

会 社 名	住 友 商 事 株 式 会 社
代 表 者 名	取 締 役 社 長 加 藤 進 (コード：8053、東証第 1 部)
問 合 せ 先	広 報 部 報 道 チ ャ ーム 長 江 中 一 穂 (TEL. 03-5166-3100)
会 社 名	住 商 情 報 シ ス テ ム 株 式 会 社
代 表 者 名	代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長 中 井 戸 信 英 (コード：9719、東証第 1 部)
問 合 せ 先	広 報 ・ I R 部 長 三 石 信 広 (TEL. 03-5166-1150)

**「株式会社CSK株式等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に関する追加開示
及び一部訂正のお知らせ**

住友商事株式会社（以下「住友商事」といいます。）及び住商情報システム株式会社（以下「SCS」といいます。また、住友商事とSCSを併せて「公開買付者ら」といいます。）は、平成 23 年 2 月 24 日付プレスリリース「株式会社CSK株式等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」において、株式会社CSK（銘柄コード 9737：東証第 1 部。以下「対象者」といいます。）の株式等を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを公表しておりましたが、公開買付者らは、予定どおり平成 23 年 3 月 10 日より本公開買付けを実施することといたしましたので、お知らせいたします。

また、上記のとおり平成 23 年 3 月 10 日より本公開買付けを実施すること、上記「株式会社CSK株式等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の「2. 買付け等の概要」の「(6) 買付け等による株券等所有割合の異動」において未定としていた「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」が確定したこと、及び平成 23 年 2 月 24 日以降に本公開買付けに関連して生じた事項に伴い、「株式会社CSK株式等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の記載内容に変更が生じたので、下記のとおり訂正いたします。

記

訂正箇所には下線を付しております。なお、下記「2. 買付け等の概要」の「(6) 買付け等による株券等所有割合の異動」における「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」の確定前の文章における「本日」は平成 23 年 2 月 24 日を指します。

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

(訂正前)

公開買付者らは、平成23年2月24日開催のそれぞれの取締役会において、合同会社ACAインベストメント（以下「ACA I」といいます。）が保有している対象者の普通株式（平成23年2月24日現在保有している対象者の普通株式（45,457,300株）に、第6回新株予約権（以下に定義します。）の行使と引き

換えに交付される対象者の普通株式（24,000,000株）を加えた69,457,300株）（以下「ACA I 応募合意普通株式」といいます。）、F種優先株式（以下に定義します。）（5,000株）及び第7回新株予約権（以下に定義します。）（240,000個）（以下「ACA I 応募合意株式等」と総称します。）を取得することを目的として、公開買付者らが共同して本公開買付けを実施することを決議いたしました。本公開買付けは、ACA I に本応募契約（以下に定義します。）上の重要な表明保証違反や義務違反がないこと、対象者又はその重要な子会社の財政状態、経営成績又はキャッシュフローに重大な悪影響を与える事由又は事象が生じていないこと等、本応募契約に定められる所定の事項を条件として開始いたします。

（後略）

（訂正後）

公開買付者らは、平成23年2月24日開催のそれぞれの取締役会において、合同会社ACA I インベストメント（以下「ACA I」といいます。）が保有している対象者の普通株式（平成23年2月24日現在保有している対象者の普通株式（45,457,300株）に、第6回新株予約権（以下に定義します。）の行使と引き換えに交付される対象者の普通株式（24,000,000株）を加えた69,457,300株）（以下「ACA I 応募合意普通株式」といいます。）、F種優先株式（以下に定義します。）（5,000株）及び第7回新株予約権（以下に定義します。）（240,000個）（以下「ACA I 応募合意株式等」と総称します。）を取得することを目的として、公開買付者らが共同して本公開買付けを実施することを決議いたしました。

（後略）

（3）本公開買付けにおける買付け等の価格の決定及び公開買付者らと対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

（訂正前）

公開買付者らはACA I との間で、ACA I がACA I 応募合意株式等を本公開買付けに応募すること等を内容とする本応募契約を締結しております。なお、ACA I 応募合意株式等には、ACA I 及び三井住友ファイナンス&リース株式会社（以下「SMF L」といいます。）間で締結された平成21年9月28日付株式等質権設定契約に基づく質権（以下「本質権」といいます。）が設定されていますが、ACA I によれば、ACA I は、SMF L との間で本公開買付けの開始を条件として本質権を解除することに合意（以下「本質権解除合意」といいます。）しているとのことです。公開買付者らとACA I は、ACA I が本質権解除合意に基づきACA I 応募合意株式等に設定された本質権を消滅させた上で、本公開買付けに応募することを合意しています。

（後略）

（訂正後）

公開買付者らはACA I との間で、ACA I がACA I 応募合意株式等を本公開買付けに応募すること等を内容とする本応募契約を締結しております。なお、ACA I 応募合意株式等には、ACA I 及び三井住友ファイナンス&リース株式会社（以下「SMF L」といいます。）間で締結された平成21年9月28日付株式等質権設定契約に基づく質権（以下「本質権」といいます。）が設定されていますが、ACA I によれば、ACA I は、SMF L との間で本公開買付けの開始を条件として本質権を解除することに合意（以下「本質権解除合意」といいます。）しているとのことです。公開買付者らとACA I は、ACA I が本質権解除合意に基づきACA I 応募合意株式等に設定された本質権を消滅させた上で、本公開買付けに応募することを合意しています。また、ACA I によれば、ACA I は平成23年3月7日付で、東京地方裁判所より、ACA I の投資家の1社から、当該投資家を債権者、ACA I を債務者とする株

式等処分差止仮処分命令申立事件（以下「本仮処分申立」といいます。）が申し立てられた旨の通知書を受領したとのことです。公開買付者らは、本仮処分申立の詳細は把握しておりませんが、本仮処分申立とACA Iの応募の前提条件との関係については、下記「②ACA Iの応募の前提条件」をご参照ください。

（後略）

① 本公開買付けにおける買付け等の価格
（訂正前）

（前略）

なお、本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格 203 円は、本公開買付けを決議した公開買付者らの取締役会開催日の前営業日である平成 23 年 2 月 23 日の対象者普通株式の東京証券取引所における普通取引終値 343 円に対して 40.82%（小数点以下第三位四捨五入）、平成 23 年 2 月 23 日までの過去 1 ヶ月間の普通取引終値の単純平均値 355 円（小数点以下四捨五入）に対して 42.82%（小数点以下第三位四捨五入）、平成 23 年 2 月 23 日までの過去 3 ヶ月間の普通取引終値の単純平均値 366 円（小数点以下四捨五入）に対して 44.54%（小数点以下第三位四捨五入）、平成 23 年 2 月 23 日までの過去 6 ヶ月間の普通取引終値の単純平均値 330 円（小数点以下四捨五入）に対して 38.48%（小数点以下第三位四捨五入）のディスカウントをした金額となります。

（中略）

さらに、公開買付者らは、第 7 回無担保転換社債型新株予約権付社債は、本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格 203 円を基準に、普通株式に換算した価格が普通株式の買付け等の価格と同価格になるように、本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格 203 円に、額面金額である 1,000,000 円を第 7 回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換価額である 2,816.8 円で除して算出される数値を乗じた金額である 72,068 円を、第 7 回無担保転換社債型新株予約権付社債 1 個当たり（額面金額である 1,000,000 円当たり）の買付け等の価格とすることを決定しております。当該買付け等の価格 72,068 円は、本公開買付けを決議した公開買付者らの取締役会開催日の前営業日である平成 23 年 2 月 23 日の第 7 回無担保転換社債型新株予約権付社債の東京証券取引所における普通取引終値 80 円（額面金額である 1,000,000 円当たり 800,000 円）に対して 90.99%（小数点以下第三位四捨五入）のディスカウントをした金額となります。なお、本公開買付けが成立し、本合併の効力が発生した場合には、第 7 回無担保転換社債型新株予約権付社債は、合併新会社の新株予約権付社債として承継される予定です。

（後略）

（訂正後）

（前略）

なお、本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格 203 円は、本公開買付けを決議した公開買付者らの取締役会開催日の前営業日である平成 23 年 2 月 23 日の対象者普通株式の東京証券取引所における普通取引終値 343 円に対して 40.82%（小数点以下第三位四捨五入）、平成 23 年 2 月 23 日までの過去 1 ヶ月間の普通取引終値の単純平均値 355 円（小数点以下四捨五入）に対して 42.82%（小数点以下第三位四捨五入）、平成 23 年 2 月 23 日までの過去 3 ヶ月間の普通取引終値の単純平均値 366 円（小数点以下四捨五入）に対して 44.54%（小数点以下第三位四捨五入）、平成 23 年 2 月 23 日までの過去 6 ヶ月間の普通取引終値の単純平均値 330 円（小数点以下四捨五入）に対して 38.48%（小数点以下第三位四捨五入）のディスカウントをした金額となります。

また、本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格 203 円は、本公開買付けの開始日の前営業日である平成 23 年 3 月 9 日の対象者普通株式の東京証券取引所における普通取引終値 296 円に対して 31.42% (小数点以下第三位四捨五入)、平成 23 年 3 月 9 日までの過去 1 ヶ月間の普通取引終値の単純平均値 321 円 (小数点以下四捨五入) に対して 36.76% (小数点以下第三位四捨五入)、平成 23 年 3 月 9 日までの過去 3 ヶ月間の普通取引終値の単純平均値 359 円 (小数点以下四捨五入) に対して 43.45% (小数点以下第三位四捨五入)、平成 23 年 3 月 9 日までの過去 6 ヶ月間の普通取引終値の単純平均値 333 円 (小数点以下四捨五入) に対して 39.04% (小数点以下第三位四捨五入) のディスカウントをした金額となります。

(中略)

さらに、公開買付者らは、第 7 回無担保転換社債型新株予約権付社債は、本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格 203 円を基準に、普通株式に換算した価格が普通株式の買付け等の価格と同価格になるように、本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格 203 円に、額面金額である 1,000,000 円を第 7 回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換価額である 2,816.8 円で除して算出される数値を乗じた金額である 72,068 円を、第 7 回無担保転換社債型新株予約権付社債 1 個当たり (額面金額である 1,000,000 円当たり) の買付け等の価格とすることを決定しております。当該買付け等の価格 72,068 円は、本公開買付けを決議した公開買付者らの取締役会開催日の前営業日である平成 23 年 2 月 23 日の第 7 回無担保転換社債型新株予約権付社債の東京証券取引所における普通取引終値 80 円 (額面金額である 1,000,000 円当たり 800,000 円) に対して 90.99% (小数点以下第三位四捨五入) のディスカウントをした金額となります。また、当該買付け等の価格 72,068 円は、本公開買付けの開始日の前営業日である平成 23 年 3 月 9 日の第 7 回無担保転換社債型新株予約権付社債の東京証券取引所における普通取引終値 93.40 円 (額面金額である 1,000,000 円当たり 934,000 円) に対して 92.28% (小数点以下第三位四捨五入) のディスカウントをした金額となります。なお、本公開買付けが成立し、本合併の効力が発生した場合には、第 7 回無担保転換社債型新株予約権付社債は、合併新会社の新株予約権付社債として承継される予定です。

(後略)

② A C A I の応募の前提条件

(訂正前)

本応募契約において、A C A I が本公開買付けに応募する前提条件として、対象者の本公開買付けに対して賛同する旨の意見表明が変更又は撤回されていないこと、本合併契約が変更されることなく有効に存続していること、及び A C A I による応募がインサイダー取引規制違反とならないこと等が規定されております。

(訂正後)

本応募契約において、A C A I が本公開買付けに応募する前提条件として、(i) 対象者の本公開買付けに対して賛同する旨の意見表明が変更又は撤回されていないこと、(ii) 本合併契約が変更されることなく有効に存続していること、(iii) 司法・行政機関その他の権限ある機関に対して、A C A I による本公開買付けへの応募を制限又は禁止することを求める旨のいかなる申立、訴訟又は手続も係属しておらず、かつ、本公開買付けへの応募を制限又は禁止する旨のいかなる命令、処分若しくは判決も存在していないこと及び(iv) A C A I による応募がインサイダー取引規制違反とならないこと等が規定されております。公開買付者らは、本仮処分申立の詳細は把握しておりませんが、本仮処分申立事件が係属して

いる間は、上記(iii)の前提条件を充足しておらず、ACAIは、ACAI応募合意株式等を本公開買付けに応募する義務はありません。なお、本応募契約上、ACAIは、その任意の裁量により上記の条件を放棄して本公開買付けに応募することができます。

2. 買付け等の概要

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

(i) 普通株式

(訂正前)

(前略)

なお、本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格203円は、本公開買付けを決議した公開買付者らの取締役会開催日の前営業日である平成23年2月23日の対象者普通株式の東京証券取引所における普通取引終値343円に対して40.82%（小数点以下第三位四捨五入）、平成23年2月23日までの過去1ヶ月間の普通取引終値の単純平均値355円（小数点以下四捨五入）に対して42.82%（小数点以下第三位四捨五入）、平成23年2月23日までの過去3ヶ月間の普通取引終値の単純平均値366円（小数点以下四捨五入）に対して44.54%（小数点以下第三位四捨五入）、平成23年2月23日までの過去6ヶ月間の普通取引終値の単純平均値330円（小数点以下四捨五入）に対して38.48%（小数点以下第三位四捨五入）のディスカウントをした金額となります。

(訂正後)

(前略)

なお、本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格203円は、本公開買付けを決議した公開買付者らの取締役会開催日の前営業日である平成23年2月23日の対象者普通株式の東京証券取引所における普通取引終値343円に対して40.82%（小数点以下第三位四捨五入）、平成23年2月23日までの過去1ヶ月間の普通取引終値の単純平均値355円（小数点以下四捨五入）に対して42.82%（小数点以下第三位四捨五入）、平成23年2月23日までの過去3ヶ月間の普通取引終値の単純平均値366円（小数点以下四捨五入）に対して44.54%（小数点以下第三位四捨五入）、平成23年2月23日までの過去6ヶ月間の普通取引終値の単純平均値330円（小数点以下四捨五入）に対して38.48%（小数点以下第三位四捨五入）のディスカウントをした金額となります。

また、本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格203円は、本公開買付けの開始日の前営業日である平成23年3月9日の対象者普通株式の東京証券取引所における普通取引終値296円に対して31.42%（小数点以下第三位四捨五入）、平成23年3月9日までの過去1ヶ月間の普通取引終値の単純平均値321円（小数点以下四捨五入）に対して36.76%（小数点以下第三位四捨五入）、平成23年3月9日までの過去3ヶ月間の普通取引終値の単純平均値359円（小数点以下四捨五入）に対して43.45%（小数点以下第三位四捨五入）、平成23年3月9日までの過去6ヶ月間の普通取引終値の単純平均値333円（小数点以下四捨五入）に対して39.04%（小数点以下第三位四捨五入）のディスカウントをした金額となります。

(v) 第7回無担保転換社債型新株予約権付社債

(訂正前)

第7回無担保転換社債型新株予約権付社債は、本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格

203 円を基準に、普通株式に換算した価格が普通株式の買付け等の価格と同価格になるように、本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格 203 円に、額面金額である 1,000,000 円を第 7 回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換価額である 2,816.8 円で除して算出される数値を乗じた金額である 72,068 円を、第 7 回無担保転換社債型新株予約権付社債 1 個当たり（額面金額である 1,000,000 円当たり）の買付け等の価格とすることを決定しております。当該買付け等の価格 72,068 円は、本公開買付けを決議した公開買付者らの取締役会開催日の前営業日である平成 23 年 2 月 23 日の第 7 回無担保転換社債型新株予約権付社債の東京証券取引所における普通取引終値 80 円（額面金額である 1,000,000 円当たり 800,000 円）に対して 90.99%（小数点以下第三位四捨五入）のディスカウントをした金額となります。なお、本公開買付けが成立し、本合併の効力が発生した場合には、第 7 回無担保転換社債型新株予約権付社債は、合併新会社の新株予約権付社債として承継される予定です。

（訂正後）

第 7 回無担保転換社債型新株予約権付社債は、本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格 203 円を基準に、普通株式に換算した価格が普通株式の買付け等の価格と同価格になるように、本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格 203 円に、額面金額である 1,000,000 円を第 7 回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換価額である 2,816.8 円で除して算出される数値を乗じた金額である 72,068 円を、第 7 回無担保転換社債型新株予約権付社債 1 個当たり（額面金額である 1,000,000 円当たり）の買付け等の価格とすることを決定しております。当該買付け等の価格 72,068 円は、本公開買付けを決議した公開買付者らの取締役会開催日の前営業日である平成 23 年 2 月 23 日の第 7 回無担保転換社債型新株予約権付社債の東京証券取引所における普通取引終値 80 円（額面金額である 1,000,000 円当たり 800,000 円）に対して 90.99%（小数点以下第三位四捨五入）のディスカウントをした金額となります。また、当該買付け等の価格 72,068 円は、本公開買付けの開始日の前営業日である平成 23 年 3 月 9 日の第 7 回無担保転換社債型新株予約権付社債の東京証券取引所における普通取引終値 93.40 円（額面金額である 1,000,000 円当たり 934,000 円）に対して 92.28%（小数点以下第三位四捨五入）のディスカウントをした金額となります。なお、本公開買付けが成立し、本合併の効力が発生した場合には、第 7 回無担保転換社債型新株予約権付社債は、合併新会社の新株予約権付社債として承継される予定です。

（6）買付け等による株券等所有割合の異動

（確定前）

買付け等前における公開買付者らの 所有株券等に係る議決権の数	0 個	（買付け等前における株券等所有割合 0%）
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	未定	（買付け等前における株券等所有割合 未定）
買付予定の株券等に係る 議決権の数	1,434,573 個	（買付け等後における株券等所有割合 64.12%）
対象者の総株主等の議決権の数	1,246,201 個	

（中略）

（注 2）「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、本日現在未定ですが、公開買付け期間開始日である平成 23 年 3 月 10 日までに調査の上開示する予定です。

（注 3）「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者第 43 期第 3 四半期報告書に記載された平成 22 年 9 月 30

日現在の総株主の議決権の数（1単元の株式数を100株として記載されたもの）です。但し、単元未満株式も本公開買付けの対象としており、また、第6回新株予約権については本公開買付け期間中に行使されることが予定されているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第43期第3四半期報告書に記載された平成22年12月31日現在の発行済普通株式総数（125,747,714株）から対象者第43期第3四半期報告書に記載された対象者が保有する平成22年12月31日現在の自己株式数（14,273株）を控除した株式数（125,733,441株）に係る議決権の数（1,257,334個）に、第6回新株予約権（240,000個）の行使により発行又は移転される可能性のある対象者普通株式の議決権の最大数（240,000個）を加えた数である1,497,334個を「対象者の総株主等の議決権の数」とし、買付予定の株券等に含まれる潜在株券等であるF種優先株式及び第7回新株予約権に係る議決権の数（740,000個）を加えた2,237,334個を分母として計算しております。

（注4）「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

（後略）

（確定後）

買付け等前における公開買付者らの所有株券等に係る議決権の数	0個	（買付け等前における株券等所有割合 0%）
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	1,934,573個	（買付け等前における株券等所有割合 70.67%）
買付予定の株券等に係る議決権の数	1,434,573個	（買付け等後における株券等所有割合 70.67%）
対象者の総株主等の議決権の数	1,246,201個	

（中略）

（注2）「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、特別関係者（但し、特別関係者のうち、法27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令3条2項1号に基づき特別関係者から除外される者（以下「小規模所有者」といいます。）を除きます。）であるACA Iが所有する株券等に係る議決権の数を記載しております。

（注3）「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者第43期第3四半期報告書に記載された平成22年9月30日現在の総株主の議決権の数（1単元の株式数を100株として記載されたもの）です。但し、単元未満株式も本公開買付けの対象としており、また、第6回新株予約権については本公開買付け期間中に行使されることが予定されているため、特別関係者に関する「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第43期第3四半期報告書に記載された平成22年12月31日現在の発行済普通株式総数（125,747,714株）から対象者第43期第3四半期報告書に記載された対象者が保有する平成22年12月31日現在の自己株式数（14,273株）を控除した株式数（125,733,441株）に係る議決権の数（1,257,334個）に、第6回新株予約権（240,000個）の行使により発行又は移転される可能性のある対象者普通株式の議決権の最大数（240,000個）を加えた数である1,497,334個を「対象者の総株主等の議決権の数」とし、特別関係者が保有する潜在株券等（第6回新株予約権を除きます。）であるE種優先株式、F種優先株式及び第7回新株予約権に係る議決権の数（1,240,000個）を加えた2,737,334個を分母として計算しております。

（注4）「買付け等後における株券等所有割合」は、特別関係者（小規模所有者を除きます。）の株券等所有割合を合算したものです。なお、本公開買付けは、特別関係者であるACA Iが保有するACA I応募合意株式等を取得することを目的とするものであり、「買付予定の株券等に係る議決権の数」は「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」に含まれているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」である1,934,573個を分子として計算しております。

（注5）「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

（後略）

以上

【インサイダー規制】

このプレスリリースに含まれる情報を閲覧された方は、金融商品取引法第 167 条第 3 項及び同施行令第 30 条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、本書面の発表（平成 23 年 3 月 9 日午後 東京証券取引所の適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された時刻）から 12 時間を経過するまでは、対象者の株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意ください。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、公開買付者らは一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

このプレスリリースの記載には、米国 1933 年証券法 (Securities Act of 1933) 第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) 第 21E 条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知もしくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者ら又は関連会社は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者らが有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者ら又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。